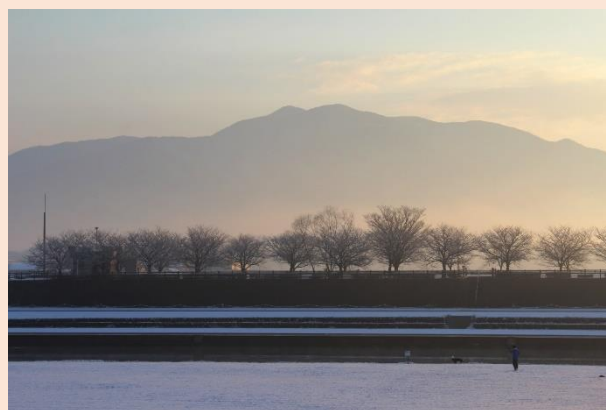


第2次直方市環境保全行動計画

(後期)



令和2年3月

直方市

目 次

第1章 環境保全行動計画の基本的事項	1
1. 行動計画の目的・位置づけ	2
2. 行動計画の期間	3
3. 第2次行動計画（前期）の評価と課題	4
第2章 市民・事業者の行動計画及び市の施策	9
1. 命の営みの基盤－自然環境	10
行動指針① 自然環境の保全	10
行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出	14
2. 健康的な生活の基盤－生活環境	15
行動指針① 大気環境の保全	15
行動指針② 水環境の保全	18
行動指針③ 土壌環境の保全	20
行動指針④ 廃棄物の適正処理	21
3. 快適な生活の基盤－快適環境	22
行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用	22
行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全	24
4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境	26
行動指針① 省エネルギーの推進	26
行動指針② 再生可能エネルギーの導入	28
行動指針③ 健全な資源循環の推進	30
5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり	32
行動指針① 環境学習の充実	32
行動指針② 環境保全活動の促進	34
6. 環境保全行動計画の数値目標	36
第3章 重点プロジェクト	37
1. 重点プロジェクトとは	38
2. 重点プロジェクトの展開	38
(1) 環境学習プロジェクト	38
(2) 循環型社会形成推進プロジェクト	41
第4章 推進体制と進行管理	43
1. 推進体制	44
(1) 推進組織	44
(2) 広域的な協力体制	44

2. 進行管理	45
(1) 計画の進捗状況の点検方法	45
(2) 計画の公表	45

第5章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 47

1. 計画策定の趣旨	48
(1) 対象とする事務事業	48
(2) 計画の期間	48
(3) 対象とする施設など	48
(4) 対象とする温室効果ガス	49
(5) 温室効果ガス排出量の算定方法	49
2. 温室効果ガスの排出状況	50
(1) 温室効果ガス総排出量	50
(2) エネルギー種別の二酸化炭素排出量	51
(3) メタン及び一酸化二窒素の排出量	52
3. 計画の目標	53
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	53
(2) 個別の数値目標	54
4. 具体的な取り組み	55
(1) 購入に関する取り組み	55
(2) 使用に関する取り組み	56
(3) 廃棄に関する取り組み	57
(4) 工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み	58
5. 計画の推進	59
(1) 推進体制	59
(2) 職員への啓発	59
(3) 計画の実施状況の点検方法	60
(4) 計画の公表と見直し	60

第1章

環境保全行動計画の基本的事項

1. 行動計画の目的・位置づけ
2. 行動計画の期間
3. 第2次行動計画（前期）の評価と課題

1. 行動計画の目的・位置づけ

直方市環境保全行動計画とは、直方市において市民・事業者・行政が協働してよりよい環境づくりに向けた取り組みを行うための具体的な行動計画です（図1）。

平成26年3月に策定した第2次直方市環境基本計画（以下、「第2次基本計画」とする。）には、「第4章 計画の総合的推進」の中に、第2次基本計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定することが明記されています。

そこで、第2次基本計画に示す環境像、環境目標、行動方針を実現するための行政施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期、市民や事業者に取り組んでほしい行動、重点プロジェクトとその実施プログラムを検討して、「第2次直方市環境保全行動計画」（以下、「第2次行動計画」とする。）を策定しました。

第2次行動計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条に示す「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を含みます（第5章参照）。

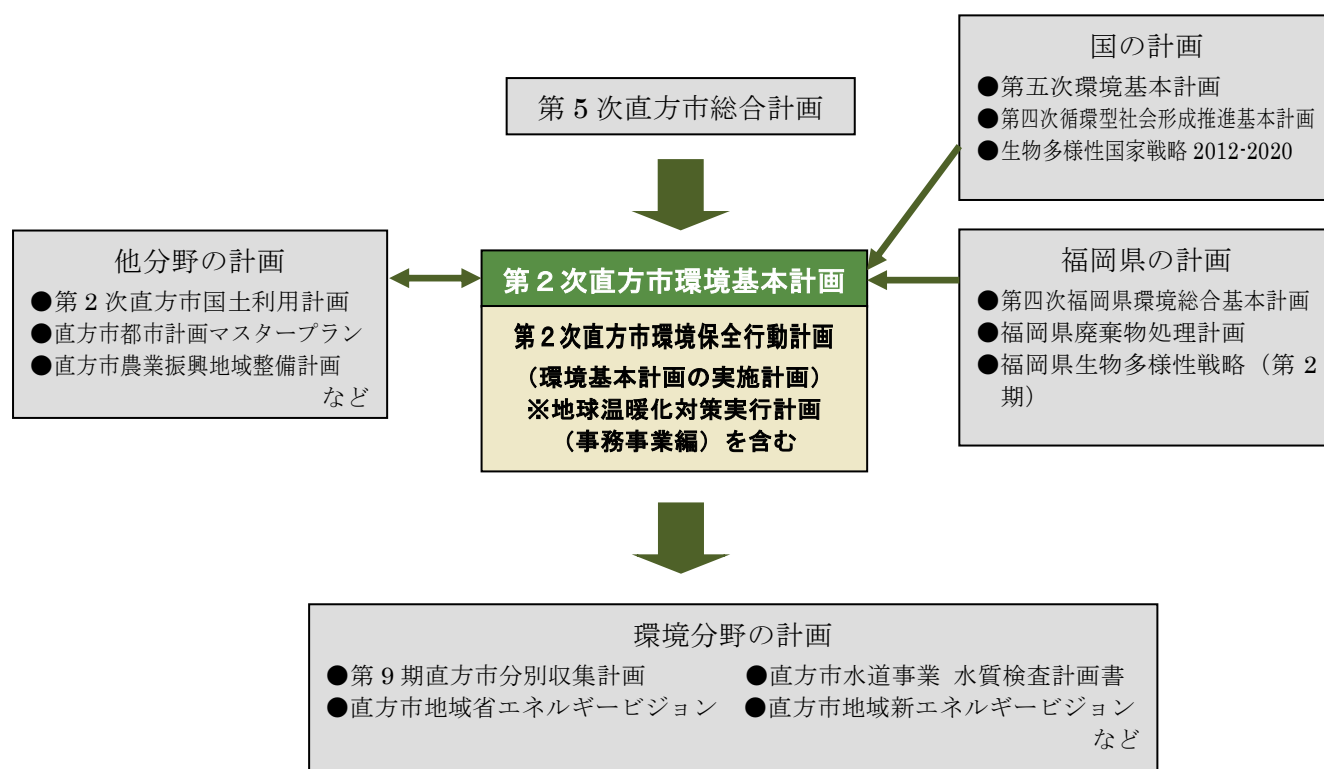


図1 環境保全行動計画の位置づけ

2. 行動計画の期間

第2次行動計画の期間は、平成27年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする10年間とします。ただし、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は、令和元年度を目標年度とする5年間としていたため、計画の見直しを行い、令和6年度達成に向けた取り組みを行っていきます。また、第2次行動計画も「概ね5年程度で見直しを行うもの」としていただきますので、各主体の進捗状況を踏まえつつ修正し、第2次直方市環境保全行動計画（後期）を策定しました（表1）。

表1 計画の期間

	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9
直方市総合計画	第5次総合計画基本構想【平成23～令和2年度】							第6次総合計画【令和3～令和12年度】						
	前期計画 【平成23～27年度】		後期基本計画【平成28～令和2年度】					前期基本計画				後期計画		
			実施計画					実施計画 （3年間、毎年度見直し）						
直方市環境基本計画	第2次環境基本計画【平成26～令和5年度】										第3次環境基本計画			
	第1次 行動計画	第2次環境保全行動計画（前期） 【平成27～令和元年度】					第2次環境保全行動計画（後期） 【令和2～6年度】				第3次環境保全行動計画			

3. 第2次行動計画（前期）の評価と課題

（1）施策の実施状況と計画指標の達成状況

本市は、第2次基本計画の実施計画である第2次行動計画の進捗状況を平成27年度から毎年とりまとめ、環境審議会に報告しています。

平成27年度から平成30年度までの第2次行動計画（前期）の進捗状況をみると、全施策数100件のうち、実施した施策は87件となり実施率は87%です。9割近くの実施状況にあることから、市の施策は着実に進んでいることが分かります（表2）。

一方で、未実施または検討中の施策は13件で、各計画や指針の策定を実施することが出来ませんでした。理由としては、新たな施策の構築が必要なものについて、その手法の確立や予算の確保等が困難であったことが挙げられます。

このことを踏まえ、第2次行動計画（前期）において進捗している施策については、各所管が引き続き取り組むとともに、取り組めなかった施策等については、第2次直方市環境保全行動計画（後期）にて一部内容を修正して取り組んでいきます。

また、計画指標については、17の指標を掲げ目標値に向かって取り組んでいます（表3）。

なお、平成30年度時点で目標に達している指標については目標値を上乗せし更なる推進を図ります。

表2 第2次行動計画（前期）の施策実施状況【平成27～30年度】

テーマ・行動方針		施策数	実施数
命の営みの基盤－自然環境			
行動指針① 自然環境の保全			
（1）里地里山の適正管理と地域資源としての利用		6	5
（2）鳥獣被害への対策強化		5	5
（3）生態系に関する定期的な実態調査の実施		1	0
（4）外来生物対策の推進		3	2
行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出			
（1）こどもを対象とした自然とのふれあいの推進		3	3
健康的な生活の基盤－生活環境			
行動指針① 大気環境の保全			
（1）発生源対策の推進と警報など発令時の迅速な対応		2	2
（2）地域コミュニティ内の相互理解の推進と規制・指導方法の検討		2	1
（3）騒音、振動対策の推進		2	2
行動指針② 水環境の保全			
（1）水質汚濁負荷源対策の推進		9	9
（2）河川環境整備の推進		3	3

テーマ・行動方針		施策数	実施数
行動指針③ 土壌環境の保全			
	(1) 土壌汚染対策法に基づき、指導機関である県との連携推進	3	2
行動指針④ 廃棄物の適正処理			
	(1) 不法投棄防止対策の推進	5	4
快適な生活の基盤－快適環境			
行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用			
	(1) 歴史的資源に触れる機会の創出	5	5
	(2) 歴史・文化遺産の保護、活用方法の検討	6	6
行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全			
	(1) 良好な景観の形成	5	4
	(2) 公園の適正な配置と管理	3	3
豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境			
行動指針① 省エネルギーの推進			
	(1) 省エネルギー型機器などの導入推進	2	2
	(2) 省エネルギー活動の推進	4	4
行動指針② 再生可能エネルギーの導入			
	(1) 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入	1	1
	(2) 市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入促進	2	1
	(3) 再生可能エネルギー利用の調査・研究	3	1
行動指針③ 健全な資源循環の推進			
	(1) ごみの排出抑制対策の推進	4	4
	(2) リユース・リサイクル推進体制の強化	5	5
心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり			
行動指針① 環境学習の充実			
	(1) 学校教育における環境学習の充実	7	6
	(2) 市民の自発的な環境学習活動の促進	3	3
行動指針② 環境保全活動の促進			
	(1) 環境ボランティア・リーダーの育成	2	1
	(2) 環境保全活動の拡大	4	3
合計		100	87

施策数	実施数	実施率
100	87	87%

表3 第2次行動計画（前期）の計画指標達成状況【平成27～30年度】

分野	指標設定項目	項 目	現 況		将来目標	
			実績値	現況年	目標値	目標年度
自然環境	里地里山の保全	活動への参加者数	544 人	H30	300 人	R6
		人工林整備面積 (荒廃森林再生面積)	188.1ha	H30	250ha	R6
		農地の有効活用面積	512ha	H30	520ha	R6
	自然観察会などのイベント	参加者数	18 人	H30	140 人	R6
生活環境	大気環境の保全	野焼きの苦情処理件数	27 件	H30	20 件	R6
	水質環境基準	環境基準点及び補助点の水質測定	全測定地点基準遵守	H30	全測定地点の基準達成・維持	R6
	生活排水処理	水洗化率(浄化槽含む)	71.6%	H30	63.4%	R6
		合併処理浄化槽の設置割合	32.8%	H30	49.9%	R6
快適環境	文化財めぐりなどのイベント実施	年間開催数	10 回/年	H30	25 回/年	R6
資源・エネルギー環境	二酸化炭素排出量	市域からの二酸化炭素排出量	727 千 t-CO ₂ /年	H24	684 千 t-CO ₂ /年 (平成24年度比6%削減)	R6
		市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量	4,348t-CO ₂ /年	H30	5,519t-CO ₂ /年 (平成25年度比3%削減)	R6
	再生可能エネルギー	市施設への再生可能エネルギー導入件数	2 件 (累積)	H30	5 件 (累積)	R6
	ごみ処理量の削減	1 人 1 日あたり排出量	936g/人・日	H30	891g/人・日	R6
	リサイクル率	ごみの総量に対する資源化率	11.2%	H30	15.6%	R6
教育と啓発・地域づくり	施設見学会	ごみ処理場、浄水場などの見学会開催数	6 回/年	H30	12 回/年	R6
	まちづくり出前講座	年間開催数 (環境関連)	71 回/年	H30	60 回/年	R6
	環境保全活動	累計表彰者数	13 人 11 団体	H30	5 人	R6

（２）重点プロジェクトの実施状況

第２次行動計画（前期）では、①取り組みやすいこと、②取り組みによる改善効果が大
きいこと、③取り組みの進み具合（効果）が評価（確認）しやすいことを踏まえて、「環
境学習プロジェクト」と「里地里山の保全・再生プロジェクト」を重点プロジェクトに選
定し、重点的な取り組みを進めてきました。

●環境学習プロジェクト

環境学習プロジェクトでは、こどもたちが環境問題を「知ること」「考えること」
「取り組むこと」は、これからの環境を守っていくための担い手の育成として非常に重要
だと考え、小学校４年生を中心に環境学習を行ってきました。

平成27年度より教育委員会と調整を行いながら、「夏休み版　のおがた環境カ
レンダー」を作成し、平成28年度から令和元年度にかけて夏休みの期間中、CO₂
削減に向けた取り組みを行いました。毎年300人以上が取り組み、平成28年度は
1,233,925グラム、平成29年度は1,810,409グラム、平成30年度は1,953,434グラ
ム、令和元年度は1,936,540グラムのCO₂削減となりました。

今後もこの取り組みを継続し、こどもたちの地球温暖化防止への意識を高め
ていくとともに、対象小学生の拡大を図っていきます。

●里地里山の保全・再生プロジェクト

第１次環境保全行動計画に引き続き「里地里山の保全・再生」を農業振興課と金剛山も
ととり保全協議会が連携し取り組みました。

具体的には、上頓野金剛地区での保全活動や竹木の除間伐、遊歩道整備、苗木の植樹を
行いました。平成30年度には、金剛山もととり保全協議会主催の直鞍広域体験プログラ
ム「里山ガイドと楽しむ里山散策と山のご馳走ランチ」のチラシを配付し参加者を募りま
した。例年好評のあじさいまつりはメディアでも紹介され、多くの観光客が訪れています。
このため、警備員配置や簡易トイレ設置の支援を行いました。

また、自然との共生に配慮しつつ、誰もが利用しやすく自然を楽しめるように雲取山登
山エリア（通称：こもれびの森）の遊歩道の整備を行い、維持管理を行ってきました。

しかし、林野庁からの助成事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」が終息
し、金剛山もととり保全協議会メンバーの高齢化、新たな活動団体が不在などプロジェク
トの継続について課題を抱えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs(Sustainable Development Goals):持続可能な開発目標

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰 1 人として取り残さない」ことを誓っている。

” 我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない。 ”

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」より抜粋

第2章

市民・事業者の行動計画 及び市の施策

1. 命の営みの基盤－自然環境
2. 健康的な生活の基盤－生活環境
3. 快適な生活の基盤－快適環境
4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境
5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり
6. 環境保全行動計画の数値目標

1. 命の営みの基盤－自然環境

環境目標

豊かな自然を保全・再生・創造することで、四季を感じ、自然と共生するまちを目指します。

行動指針① 自然環境の保全

(1) 里地里山の適正管理と地域資源としての利用

第1次行動計画の重点プロジェクトにて「里地里山の保全・再生」について取り組みましたが、里山を本来あるべき姿に再生し、野生生物の重要な生息地として、また市民にとって有用な環境資源となるように自然との共生を図りながら保全していきます。

市民の行動計画

- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。



事業者の行動計画

- ・里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努めます。
- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。

市の施策



具体的内容	担当課
関係機関と連携して、自然公園区域の自然環境を保全します。	環境政策課
水源かん養機能の高い広葉樹主体の水源林を整備します。	農業振興課
希少種を含む野生動植物の生息・生育状況を把握し、その保全を進めます。	環境政策課
里山保全・再生活動を支援するとともに、その活動を紹介し、活動への参加を促します。	農業振興課
環境保全型農業を推進し、生き物の生息・生育場所として重要な水田などの農地を保全します。	農業振興課
自然との共生に配慮しつつ、誰もが利用しやすく自然を楽しめる遊歩道を整備します。	農業振興課

(2) 鳥獣被害への対策強化

里地里山の適切な維持管理を行うとともに、近隣市町村や県との連携による鳥獣被害対策を進めていきます。

市民の行動計画

- ・生態系の攪乱や有害鳥獣の増加を防ぐため、野生動物に餌を与えないようにします。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。

事業者の行動計画

- ・県・市と協力して有害鳥獣による農作物被害対策を進めます。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
森林整備計画を策定し、民有林の適正な管理と保全を推進します。	農業振興課
侵入竹の除伐や広葉樹の植林などを進め、里地里山を保全します。	農業振興課
適切な土地利用計画に基づいて農地を保全します。	農業振興課
遊休農地が発生しないように、担い手を育成し農地を適正に管理します。	農業振興課
近隣市町村、県、猟友会と連携し、イノシシなど野生鳥獣の被害防止対策に取り組むとともに、有害鳥獣捕獲に対応できる狩猟者の育成支援を図ります。	農業振興課

(3) 生態系に関する定期的な実態調査の実施

「地域の自然は地域で守る」を基本とし、あらゆる主体との協働による生態系に関する定期的な実態調査のしくみづくり・調査の実施を進めます。

市民の行動計画

- ・地域の自然を大切に守ります。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。

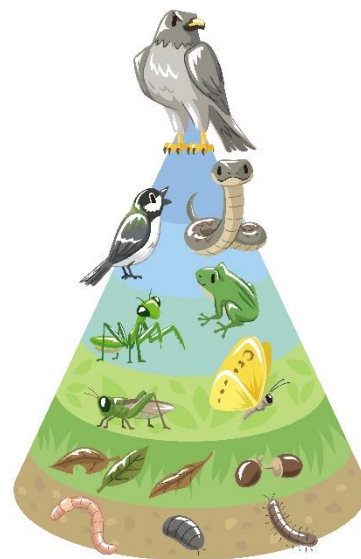
事業者の行動計画

- ・地域の自然環境への影響を考慮して事業活動に取り組みます。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した遠賀川流域の生態系実態調査に向けた取り組みを行います。	環境政策課



（４）外来生物対策の推進

外来生物に関する近隣市町村や県との情報交換、飼育動物の取り扱いに関する情報の提供、既に定着した特定外来生物の具体的な防除についての取り組みを進めます。

市民の行動計画

- ・ 外来生物の持ち込みなど、生態系を乱さないように努めます。
- ・ 本来の生態系を維持するため、外来魚や観賞用魚類を放流しないように努めます。
- ・ オオキンケイギクなど外来植物の除去に協力します。

事業者の行動計画

- ・ 特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。



市の施策

具体的内容	担当課
地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物に関する情報を関係機関や近隣市町村との情報交換などにより把握し、外来生物が広がらないよう啓発に努めます。	環境政策課
飼育動物を野外に放ったり、植物を植えたりすることにより、在来種の生息・生育環境の悪化を招かないよう市民に啓発します。	環境政策課
特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した特定外来生物の防除活動を推進します。	環境政策課



行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出

(1) こどもを対象とした自然とのふれあいの推進

こどもたちが地域に愛着を感じ、自然環境に関心を持ち、積極的に関わろうとする意識を醸成するために、自然とのふれあいを推進するしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・自然とのふれあいの場を積極的に利用します。
- ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。

事業者の行動計画

- ・農業体験などの自然とふれあう機会を提供します。



市の施策

具体的内容	担当課
「緑の募金」などを活用しグリーンカーテンの配付など、緑と触れ合う機会を増やしていきます。	農業振興課
市内の里山や水辺を活用する自然観察会の実施や、実施する団体を支援します。	環境政策課
カヌー教室など市民が水辺に親しめるイベントを開催します。	文化・スポーツ推進課



2. 健康的な生活の基盤—生活環境

環境目標

清らかで豊かな水がめぐり、清浄な空気と静けさのある健康的な生活が営めるまちを目指します。

行動指針① 大気環境の保全

（１）発生源対策の推進と警報など発令時の迅速な対応

光化学オキシダントや微小粒子物質（PM2.5）の警報等発令時の対応を適切、確実に行えるような体制の確認、構築を進めます。また、県や近隣市町との大気汚染物質に関する情報の共有を推進します。

市民の行動計画

- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。

事業者の行動計画

- ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制を行います。
- ・建設作業にあたっては、低公害型の建設機械を使用します。
- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。



市の施策

具体的内容	担当課
光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報への市の対応方針や体制を検討・構築し、注意報・警報等発令時の迅速な対応に努めます。	環境政策課
環境省や福岡県の大気環境に関するホームページを直方市公式ホームページにリンクし、直方市や近隣市町村の大気汚染物質の情報を提供します。	環境政策課

(2) 地域コミュニティ内の相互理解の推進と規制・指導方法の検討

野焼きなど野外焼却に対する地域コミュニティ内の相互理解を促進するとともに、悪臭のように区分の困難な複合的な要因の苦情にも対応できる規制、指導方法についても検討します。

市民の行動計画

- ・家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却は行いません。
- ・自宅や所有する土地の清潔を保つよう適切に管理し、近隣の迷惑にならないように努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場から出るごみの屋外焼却は行いません。
- ・工場や事業場、畜産農家では、悪臭防止法や大気汚染防止法を遵守します。

市の施策



具体的内容	担当課
野外焼却に関するトラブルを未然に防ぐため、近隣に配慮した生活環境の保全についての啓発を行います。	循環社会推進課
悪臭などの複合的な要因によって生じる苦情などに対して適切に対応できる臭気指数規制の導入や、指導方法を検討します。	環境政策課

(3) 騒音・振動対策の推進

道路交通騒音・振動について、現況把握を目的とした調査や、県、近隣市町村との連携による情報の収集を検討します。また、騒音・振動の発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などについても引き続き指導、監視を行います。

市民の行動計画

- ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。
- ・鳴き声が近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にペットのしつけをします。

事業者の行動計画

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場から発生する騒音・振動の抑制に努めます。
- ・低騒音・低振動型の建設機械を使用し、建設工事からの騒音・振動の発生を抑制します。

市の施策



具体的内容	担当課
道路交通騒音・振動の状況を把握するための調査を実施します。	環境政策課
騒音・振動について、迅速な苦情対応や発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などに対する指導、監視を行います。	環境政策課

行動指針② 水環境の保全

(1) 水質汚濁負荷源対策の推進

流域関連公共下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティ・プラント、浄化槽事業など、汚水処理施設の整備を推進します。また、資源としての水の視点から、節水の取り組みを推進します。

市民の行動計画

- ・公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用開始後、速やかに下水道に接続します。
- ・公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。
- ・洗剤の適量使用に努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理を徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
公共下水道事業認可区域における公共下水道整備を推進するとともに、供用開始区域内における下水道本管への接続を促進します。	下水道課
公共下水道事業認可区域外では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの整備を推進します。	下水道課
公共下水道整備区域を考慮し、合併浄化槽設置補助を行います。	下水道課
市内9河川の水質調査を年2回実施し、河川水質に異常がないか監視します。	環境政策課
公害防止協定を締結している事業所のうち、河川に影響を及ぼす可能性がある物質を取り扱うところについて、年2回排水調査を実施します。	環境政策課
市の広報やホームページを活用して、生活排水による河川水質汚濁の軽減を目的とする市民への啓発を行います。	環境政策課
河川に油などが流出した場合には、オイルフェンスなどの水質保全対策を速やかに講じます。	土木課 環境政策課
水路・側溝などが堆積物などにより淤んでいる場合には、速やかに浚渫を行って流量を確保します。	土木課 循環社会推進課

節水や水の有効利用に関して市民や事業者へ啓発を行います。

水道管理課
環境政策課

(2) 河川環境整備の推進

「遠賀川流域宣言」を踏まえ、水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行うとともに、河川や地域美化活動などの地域活動への参加促進のしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
国や県と連携して水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行います。	土木課
河川の美化について市民、事業者に啓発し、「春の遠賀川一斉清掃」などの河川美化活動への参加を促します。	環境政策課
住民や団体が行う河川のボランティア清掃活動を支援します。	環境政策課



行動指針③ 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染対策法に基づき、指導機関である県との連携推進

土壌汚染対策法に基づいて、指導機関である県と連携し、調査及び対策を行います。

市民の行動計画

- ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。

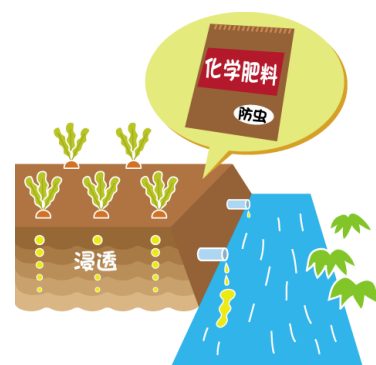
事業者の行動計画

- ・特定有害物質を含む原材料や排水により土壌汚染を生じないように適切に管理します。
- ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
土壌汚染発生の情報を得た場合には、県と連携して迅速に適切な対策を進めます。	環境政策課
土壌汚染対策法に該当する開発行為を行う場合、各届出書等の提出など法令を遵守するよう県と連携し周知します。	環境政策課
農薬や化学肥料などの適正使用について周知及び啓発を行います。	農業振興課



行動指針④ 廃棄物の適正処理

(1) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の多い場所への監視カメラや啓発看板の設置などにより、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。また、関係機関との連携によるパトロールの強化や市民からの情報提供により、不法投棄防止対策を推進します。

市民の行動計画

- ・ごみのポイ捨てや犬、猫などのフンの放置はしないようにします。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・所有する土地の雑草やごみを適正に処理し、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

事業者の行動計画

- ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・不法投棄のパトロールに協力します。



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任

市の施策

具体的内容	担当課
不法投棄の多い場所に監視カメラや禁止看板を設置したり、関係機関と連携して巡回監視を実施します。	循環社会推進課
「環境美化月間」期間中は公用車に不法投棄防止を促すステッカーを貼るなどして、周知・啓発を行います。	循環社会推進課
関係機関と連携して不法投棄の通報に速やかに対処します。	循環社会推進課
「直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例」に基づいて、空き地などの所有者による適正な管理を促します。	循環社会推進課
広報や学校教育を通してポイ捨てや不法投棄の防止を啓発します。	循環社会推進課



3. 快適な生活の基盤－快適環境

環境目標

ふるさとの歴史がただよう、ゆとりのある美しいまちを目指します。

行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用

(1) 歴史的資源に触れる機会の創出

市民講座やまちづくり出前講座など、歴史、文化に触れる機会を創出するとともに、観光まち歩きボランティアの活動など、市民自らがこどもたちや観光などで訪れた他者に伝えていくための取り組みを進めていきます。また、文化施設、名所・旧跡をアピールするための案内板やパンフレットの整備などを検討します。

市民の行動計画

- ・地域の歴史的資源に対する意識の向上と理解を深め、観光まち歩きボランティアの活動などに参加・協力します。
- ・歴史的資源の所有者は、その資源を守ることに努めます。

事業者の行動計画

- ・歴史的資源の所有者は、市民などがその資源にふれあえるようにします。

11 住み続けられる
まちづくりを



市の施策

具体的内容	担当課
市民講座やまちづくり出前講座、直方市公式ホームページ、直方市バーチャルミュージアムなどにより、市の歴史や文化財を紹介します。	文化・スポーツ推進課
文化財めぐりなどのイベントの実施により、市民への歴史、文化に関する周知啓発を行います。	文化・スポーツ推進課 商工観光課
観光まち歩きボランティアにより、市内の歴史や観光スポットを訪問者に伝えていきます。	商工観光課
名所・旧跡・観光スポットの所在地や説明を分かりやすく伝えるための案内板などを設置、維持管理します。	文化・スポーツ推進課 商工観光課 都市計画課
市内の歴史的・文化的資源等を紹介するパンフレットを作成し、情報提供します。	文化・スポーツ推進課 商工観光課

(2) 歴史・文化遺産の保護、活用方法の検討

歴史・文化遺産を保護するとともに、観光資源として活用し外部からの集客に繋げる活動を商店街などの一部関係者から市民全体に拡大していきます。

市民の行動計画

- ・郷土の伝統行事や祭などを大切に伝えていくため、参加・協力します。
- ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、その保護活動に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発や建築などに際しては、市の助言や指導に基づき、適切な保護又は発掘調査を実施します。
- ・地域の歴史・文化資源の保護活動に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
市指定文化財の現状を把握し、適切な保護措置を講じます。	文化・スポーツ推進課
貴重な資源は、指定文化財として速やかに指定できるよう努めます。	文化・スポーツ推進課
遺跡の保護措置を実施します。	文化・スポーツ推進課
県・市指定無形民俗文化財を伝承し保存している文化財保護団体へ、補助金交付などにより活動を支援します。	文化・スポーツ推進課
埋蔵文化財包蔵地における開発時の国への届け出、教育委員会による遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査など事前相談を実施します。	文化・スポーツ推進課
直方レトロなどの歴史・文化遺産をまちづくり出前講座などで紹介し、観光資源として活用します。	商工観光課 文化・スポーツ推進課

行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全

（１）良好な景観の形成

本市の特徴を生かした魅力ある景観形成を進めます。

市民の行動計画

- ・ 所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。
- ・ 建築物の建築や増改築の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮します。
- ・ 地域の緑化活動に参加します。



事業者の行動計画

- ・ 事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。
- ・ 屋外に広告物を掲示する際には、福岡県屋外広告物条例を守ります。
- ・ 施設整備の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮し、良好な景観形成に努めます。
- ・ 地域の緑化活動に参加します。



市の施策

具体的内容	担当課
「直方市Instagram」や「直方市公式ホームページ」などを活用して本市の自然景観や魅力を発信することで、市民の自然景観を大切にする心を育みます。	環境政策課
うるおいのある都市景観を形成するために、街路樹の整備を推進します。	都市計画課
屋外広告物法及び福岡県屋外広告物条例に基づく規制内容を周知するとともに、法条例の違反対象となる広告物の簡易除去を行います。	都市計画課
緑化意識の向上を図るための活動を行います。	農業振興課
公共建築物を新たに設置・更新する場合は、県産木材の利用に努めます。	農業振興課

(2) 公園の適正な配置と管理

市域全体を見据えた公園整備と、地域のネットワークを生かした管理運営の2つの面から行動を進めます。公園施設の防災機能や公園施設の安全性の向上を図るため、都市公園の具体的な改善目標、改善方法などを定めた「公園施設長寿命化計画」に基づき、こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

市民の行動計画

- ・公園維持管理のボランティア活動に参加します。

事業者の行動計画

- ・公園の維持管理に協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
地域の要望や現状に合わせた公園やこどもたちが遊べる場の整備を適宜行います。	都市計画課
地域のネットワークを生かした管理運営を行う、市民参加型の公園づくりを行います。	都市計画課
「公園施設長寿命化計画」に基づいて、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の維持管理を行います。	都市計画課



4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境

環境目標

限られた資源を無駄なく使い、地域の再生可能エネルギーを有効に活用するまちを目指します。

行動指針① 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギー型機器などの導入推進

市の公共施設における省エネルギー型機器の設置や公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えなどを進めていきます。



市の施策

具体的内容	担当課
市の公共施設の機器や設備の新規購入及び更新時に省エネルギー型の機器や設備の導入を進めます。	財政課
公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えを進めます。	財政課



(2) 省エネルギー活動の推進

市の事務・事業の省エネルギー化を積極的に進めていきます。また、環境家計簿運動による省エネルギー効果など省エネルギーの取組事例とその効果に関する情報を提供して市民や事業者の省エネルギー活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・環境家計簿運動に参加するなど、省エネルギーを心がけます。
- ・家電製品の購入時には省エネルギー型のものを選択します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。

事業者の行動計画

- ・事業所での省エネルギー活動を進めます。
- ・省エネルギー型の設備や機器を積極的に導入します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。



市の施策

具体的内容	担当課
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて市の事務・事業に伴うエネルギー消費量の削減を進めていきます。	環境政策課
県が実施する「エコファミリー応援事業」を広く周知し加入を促すことで、市民や事業所の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課
事業所における節電やエコドライブなどの省エネルギー型ビジネススタイルの定着を図るため、省エネルギー活動及びその効果に関する情報発信などを行います。	環境政策課
公共交通機関の積極的な利用を推進します。	商工観光課
事業所における省エネルギー活動を促進するため、専門家による診断と診断を踏まえた設備投資を支援する他、脱炭素に向けた計画の策定を支援します。	環境政策課
市民が行う省エネルギー型の家電製品への買い換えを促進します。	環境政策課

行動指針② 再生可能エネルギーの導入

(1) 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

既存の公共施設の建て替え時や新たな公共施設の建設時に合わせて、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。



市の施策

具体的内容	担当課
公共施設の建て替え・新設時には、再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。	企画経営課 環境政策課

(2) 市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入促進

再生可能エネルギーに関する情報提供や支援制度の創設の検討などにより、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。



市の施策

具体的内容	担当課
再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境政策課
再生可能エネルギー導入への各種支援制度を調査・公表することで、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境政策課

(3) 再生可能エネルギー利用の調査・研究

太陽光や風力、小水力、バイオマスなど、本市内に存在しているさまざまな再生可能エネルギーの導入可能性について、調査・研究を進めます。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。



市の施策



具体的内容	担当課
他市町村が導入している再生可能エネルギー設備等について調査し、本市における導入の可能性について研究を進めます。	環境政策課
バイオマスエネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	農業振興課
小水力エネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	土木課



行動指針③ 健全な資源循環の推進

(1) ごみの排出抑制対策の推進

ごみの減量化に役立つ情報の提供や家庭から出る生ごみを減量化するための生ごみ処理容器等購入費補助金などにより、ごみの排出抑制対策を推進します。

市民の行動計画

- ・衝動買いを避け、不要なものは購入しないようにします。
- ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。
- ・家庭から出る生ごみは、水切りを行ったり、生ごみ処理容器を活用したりするなどして、減量化に努めます。
- ・ごみとして出す前に他の使い道がないか考えます。

事業者の行動計画

- ・事業系ごみを排出する際には、資源物とごみを分別します。
- ・容器包装の簡素化や回収体制の充実を図ります。
- ・修理・修繕ができる事業所づくりに努めます。



市の施策

具体的内容	担当課
家庭から発生するごみの排出実態を調査します。	循環社会推進課
家庭や地域でできるごみの減量化・資源化の実践方法を普及・啓発します。	循環社会推進課
ごみ減量化推進のためのキャンペーンを実施します。	循環社会推進課
家庭から出る生ごみを減量化するために電動・手動式の生ごみ処理機購入費用の一部を助成します。	循環社会推進課



(2) リユース・リサイクル推進体制の強化

市民相互の不用品情報を共有するシステムづくりなど、リユースの取り組みを強化します。また、資源物の分け方と出し方を市民に周知するとともに、資源物回収拠点の拡充、自治区公民館、こども会、PTA、老人クラブなどが行う集団回収や各種団体、隣組などの小規模なグループが行う資源リサイクルへの支援を行い、有用資源のリサイクルを推進します。さらに、市民の環境意識を高めて3Rを進めるために、ごみの資源化と併せて不用品の補修及び再生品の展示などを行う「リサイクルセンター」の建設を検討します。

市民の行動計画

- ・資源拠点回収や資源回収、集団回収などによる有用資源のリサイクルに協力します。
- ・各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルに協力します。
- ・子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）や不用品の情報の共有システムを利用してリユースに努めます。

事業者の行動計画

- ・再生資源や再生品の活用を図ります。
- ・再生資源を使った製品を積極的に販売します。
- ・資源回収ボックスを設置し、リサイクルを進めます。



市の施策

具体的内容	担当課
子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）制度を新聞・テレビ、広報、市公式ホームページなどで紹介し、リユース可能な用品の有効利用を促進します。	こども育成課
ごみ・資源物の分け方・出し方をまとめた冊子を作成・配布・公表し、分別排出を促進します。	循環社会推進課
直方市情報メール「つながるのおがた」の「ごみ出し日前日通知」を市公式ホームページや広報で紹介し、ごみ・資源物の適正な排出を促進します。	循環社会推進課
「リサイクル活動団体奨励金制度」により、地域の集団回収活動を支援します。	循環社会推進課
リサイクル可能な有用資源の調査・研究を進め、資源回収や拠点回収の品目を増やしていきます。	循環社会推進課

5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり

環境目標

地域の環境に誇りをもち、環境を通じて笑顔あふれる活気とふれあいのあ
るまちを目指します。

行動指針① 環境学習の充実

(1) 学校教育における環境学習の充実

市民の高い環境意識の醸成と環境保全活動の実践には、こどもの頃からの情操教育が重要であるため、自然体験や調べ学習など、学校教育における環境学習を充実します。

市民の行動計画

- ・保育所や幼稚園、学校が進める環境活動に協力します。

事業者の行動計画

- ・施設見学の受け入れや、自社の有する知識や技能などを生かし、学校、保育所や幼稚園が進める環境活動に協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した環境教育に市職員などの講師を派遣します。	環境政策課 循環社会推進課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した「森林循環教育」や農業体験に通じた「食農教育」を推進します。	農業振興課
環境教育の一環として、生活と密接に関わるごみ処理場や浄水場などの見学会を実施します。	環境政策課 水道施設課
学校授業の総合学習にある「農業体験学習」などを支援します。	農業振興課
環境教育・啓発活動に対する情報提供を行います。	環境政策課
遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した遠賀川流域での環境学習の実施を目指します。	環境政策課
環境教育に用いる副読本などの資材の充実を図ります。	環境政策課

（２）市民の自発的な環境学習活動の促進

環境問題に関する講座の充実、環境情報発信のしくみの再構築などにより、市民の環境学習活動を支援するとともに、さまざまな機会を通じて啓発を進め、市民の環境モラルを高めていきます。

市民の行動計画

- ・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。
- ・市や民間団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。
- ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。



市の施策

具体的内容	担当課
まちづくり出前講座の環境に関するメニューを充実し、市民の環境学習活動を支援します。	環境政策課 循環社会推進課
環境に関する情報が市民や事業者へ効果的に伝わるような情報発信のシステムを活用します。	環境政策課
直方市公式ホームページや広報、環境シンポジウム、イベントなど多様な機会を利用して啓発を進め、市民の環境モラル向上に努めます。	環境政策課

行動指針② 環境保全活動の促進

(1) 環境ボランティア・リーダーの育成

まちづくり出前講座や公民館学習など、多様な機会において環境に関する啓発に取り組み、環境保全活動を主導するリーダーとなる人材を育成していきます。

市民の行動計画

- ・まちづくり出前講座や公民館学習に参加し、学んだことを地域の環境保全活動に生かします。

事業者の行動計画

- ・自社の有する知識や技能などを生かし、講習会などに講師として参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
まちづくり出前講座や公民館学習などを通じて、地域の環境保全活動を主導するリーダーを育成・支援します。	環境政策課
「緑の少年団」の設立を支援します。	農業振興課

(2) 環境保全活動の拡大

環境保全活動への支援や活動に関する情報発信のしくみづくりを進めるとともに、地域活動と学校活動の連携など効果的な方法を検討し、環境保全活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。



市の施策

具体的内容	担当課
直方市ボランティアサポートシステム「ゆかりネット」により、ボランティア活動の紹介や支援などの情報を提供し、環境保全活動の拡大を図ります。	防災・地域安全課
「直方市市民活動保険」制度により、安心して地域活動やボランティア活動ができるように支援します。	防災・地域安全課
市内において環境保全活動を実践し、模範となる事例について、直方市公式ホームページや広報にて発表します。	環境政策課
環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった者を表彰します。	環境政策課

6. 環境保全行動計画の数値目標

環境保全行動計画の達成度を計るために、その指標となる項目と目標値を設定します(表4)。

この計画指標により、環境保全行動計画の推進状況を点検・評価していきます。

表 4 指標項目の将来目標

分野	指標設定項目	項 目	現 況		将来目標	
			実績値	現況年	目標値	目標年度
自然環境	里地里山の保全	活動への参加者数	544 人	H30	300 人	R6
		人工林整備面積 (荒廃森林再生面積)	188.1ha	H30	250ha	R6
		農地の有効活用面積	512ha	H30	510ha	R6
	自然観察会などのイベント	参加者数	18 人	H30	3 万人	R6
生活環境	大気環境の保全	野焼きの苦情処理件数	27 件	H30	30 件	R6
	水質環境基準	環境基準点及び補助点の水質測定	全測定地点基準遵守	H30	全測定地点の基準達成・維持	R6
	生活排水処理	水洗化率(浄化槽含む)	71.60%	H30	80%	R6
		合併処理浄化槽の設置割合	32.80%	H30	38%	R6
快適環境	文化財めぐりなどのイベント実施	年間開催数	10 回/年	H30	25 回/年	R6
資源・エネルギー環境	二酸化炭素排出量	市域からの二酸化炭素排出量	727 千 t-CO ₂ /年	H24	684 千 t-CO ₂ /年 (平成 24 年度比 6%削減)	R6
		市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量	4,348t-CO ₂ /年	H30	4,217 t-CO ₂ /年 (平成 30 年度比 3%削減)	R6
	再生可能エネルギー	市施設への再生可能エネルギー導入件数	2 件(累積)	H30	5 件(累積)	R6
	ごみ処理量の削減	1 人 1 日あたり排出量	936g/人・日	H30	891g/人・日	R6
	リサイクル率	ごみの総量に対する資源化率	11.2%	H30	15.6%	R6
教育と啓発・地域づくり	施設見学会	ごみ処理場、浄水場などの見学会開催数	6 回/年	H30	15 回/年	R6
	まちづくり出前講座	年間開催数(環境関連)	71 回/年	H30	75 回/年	R6
	環境保全活動	累計表彰者数	13 人 11 団体	H30	20 人 15 団体	R6

第3章

重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトとは
2. 重点プロジェクトの展開

1. 重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、直方市のよりよい環境づくりを目指して、環境保全行動計画の計画期間中に重点的な取り組みを進めるプロジェクトです。

①取り組みやすいこと、②取り組みによる改善効果が大きいこと、③取り組みの進み具合（効果）が評価（確認）しやすいことを踏まえ前期計画の総括を行い、次の二つを選定しました。

- 環境学習プロジェクト
- 循環型社会形成推進プロジェクト

2. 重点プロジェクトの展開

（1）環境学習プロジェクト

<行動指針>

わたしたちの生活は、清らかな水や大気、緑豊かな山々に囲まれ自然の恵みを受けて暮らしている一方で、大量生産、大量消費の現代社会は二酸化炭素を排出することにより地球温暖化を招き、近年、集中豪雨や台風の強大化などの自然災害に見舞われています。

この他にもたくさんの環境問題を抱えており解決していくために、さまざまな取り組みが行われていますが、こどもたちの環境教育も重要な取り組みのひとつです。少子高齢化社会の中、数少ないこどもたちが環境問題を知ること、考えること、取り組むことは、わたしたちが日常の生活の中で使用する車や家電製品を動かすために必要なガソリンや石炭などの資源を確保することと同様に、これからの環境を守っていくための貴重な人材資源です。現在は小学校高学年を中心に環境学習を行っていますが、この活動を低学年まで拡大し、人材を育成していきます。

<基本方針>

今般の地球温暖化やごみなどの様々な環境問題について、環境授業を通して学んだり、環境関連施設へ見学に行き直接触れて知識を得たり関心を引くことで保全活動の必要性を認識させ、こども一人ひとりができる活動をみずから見つけ行動していきます。

また、学んだ知識や活動内容について、学校全体で情報や問題を共有し、小学校低学年へも環境活動の意識を持たせることにより、日常生活で実践してもらうなどして人材を育成していきます。

＜対象者＞

小学校全学年

＜事業の進め方＞

【令和2年度】

① 関係機関と協議

- ・ 環境授業および環境活動の実施について各関係機関と協議します。

② 教材作成、資材準備

- ・ 環境学習で使用する教材の作成や必要な資材を準備します。

③ 日程の調整

- ・ 環境授業および環境活動の日程などを調整します。

【令和3年度以降】

① 環境授業の実施

- ・ 市内小学校と調整し、各学校の対象学年に沿った環境授業を行います。この授業を通して、環境問題が一部の範囲や社会だけの問題に限らず、こどもたちの生活にも深く関係していることを伝え、解決するための取り組みを考え、見つけ出す機会にします。また、必要に応じて、内容の充実や種類を増やしていくことで、環境授業の質の向上を図っていきます。

環境授業の種類（例）

○ごみとくらし

○地球温暖化問題

○グリーンコンシューマー運動※1

○全教科の環境問題の学習をアドバイザーなどで参加支援

※1 グリーンコンシューマー（Green-Consumer）とは、訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変えていこうとする消費者のことを言う。

② 環境活動

- ・ 夏休み期間などを利用し、学童クラブ所属の小学生を対象に環境活動を実施していきます。こどもたちが楽しみながら無理なくできる活動を行い、普段の生活や学校授業に反映していけるよう取り組みます。

環境活動（例）

○環境関連の施設見学

○拠点回収に資源物の排出を手伝う

- ごみの排出を手伝う
- 地域の清掃活動
- 夏休みの自由研究として環境問題を調べる

③ 活動報告

- ・ これまで学習してきた環境問題について、こどもたちの活動や調べた内容を市報や直方市公式ホームページを通して発表します。こどもたちの取り組みを多くの方に知ってもらうことで、環境問題に関心をもってもらい、取り組みの大切さを感じてもらいます。

④ 修了証書の授与

- ・ 環境問題の取り組みに対して、修了証書などを授与します。

<事業の点検・評価・見直し>

- ・ こどもたちの環境問題の認識度や進捗状況などを点検し、無理なく積極的に取り組めるように必要に応じて改善策や新たな活動を検討し、次年度以降の活動へと繋げていきます。

<各主体の行動計画>

○小学生

- ・ こどもたちは、環境問題を認識することにより、市が行う環境学習へ積極的に参加し、環境意識の向上に努めます。

○直方市

- ・ 環境授業などを充実するなど環境教育の推進に努め、環境認識を小学校低学年まで拡大し、人材を育成していきます。



<スケジュール>

環境教育プロジェクトのスケジュール表

作業項目	R2 年度				R3 年度				R4～R6 年度 (R2～R3 年度の取組を継続)
	6 月	9 月	12 月		6 月	9 月	12 月		
環境カレンダー作成	■				■				
認定証の授与 (環境カレンダー)				■				■	
関係機関との協議		■	■						
学習教材の作成等			■	■					
環境活動の実施						■			
環境授業						■			
点検・評価・見直し				■				■	

(2) 循環型社会形成推進プロジェクト

<行動指針>

「みんなで取り組もう『ごみの減量化』はじめよう『分ければ資源・捨てればごみ』、循環型社会の形成」

<基本方針>

地球に存在する天然資源は限りがあり、日本国内のエネルギー自給率は9.6%（2017年時点）ほどといわれています。しかしながら、わたしたちの社会は依然として「大量生産、大量消費、大量廃棄」が行われ、膨大な量の廃棄物が発生しています。本市はこれまで、ごみの減量化のため資源化の取り組みを始め、年々ごみの量は少しずつ減少してきましたが現在は横ばい状態となっています。まずは事業所や市民へ、ごみの発生・排出抑制について理解を求めながらごみの削減対策を検討・実施していきます。

また、どうしても出てしまうごみについては、積極的にリサイクルを行い、処理しなければならないごみの量を減らしていきます。

今後は市民・事業者・行政が連携し「循環型社会」の形成に向け取り組みます。

<事業の進め方>

○事業者・市民のごみ減量化・資源化意識の高揚

① 事業者・市民への周知

- ・ これまで行ってきた「ごみの減量・分別・リサイクル」出前講座の実施回数を増やし、より多くの市民にごみの減量化・資源化の必要性を伝えていきます。
- ・ 事業活動を行う際、「ごみを発生させない仕組みの構築」に向けた取り組みをお願いしていきます。

② 事業者・市民への実践

- ・ イベント会場等に資源回収ボックスを設置し、資源化できるごみについては、その場で分別し資源化してもらうことで市民の意識高揚を図っていきます。また、環境学習時に分別可能なごみと資源回収ボックスを用意し、こどもたちに分別・資源化の実践をしてもらいます。
- ・ 可燃物中継所などに直接持ち込まれる事業系ごみについて、紙類など資源ごみが含まれている場合は分別・選別するよう指導し、ごみの減量化ならびに資源化を促していきます。

③ リサイクル活動団体奨励金等の見直し

- ・ 現在、地域で集団回収を行っている団体で「新聞、雑誌、段ボール、布類、空き缶（アルミ・スチール）」の品目について回収量に応じた奨励金をお渡ししています。今後は対象品目や奨励金額の調査・研究を行い、更なるごみの分別・資源化や地域活動を支援していけるよう検討していきます。

④ 拠点回収場所の増設

- ・ 直方市内に資源物の拠点回収場所を増やし、より市民が身近に利用できるよう整備していきます。
- ・ 市民がごみの分別・資源化を行う機会を増やすことにより、普段からごみの分別や資源化の意識を高めていきます。

<事業の点検・評価・見直し（PDCA）>

- ・ 市民や事業所の取り組み状況について調査・研究を行いながら、目標年度（令和6年）に、点検・評価・事業活動の見直しを行います。

<各主体の行動計画>

○市民

- ・ 市や民間団体などが主催する環境学習や出前講座へ積極的に参加します。
- ・ 資源拠点回収や資源回収、集団回収などによる有用資源のリサイクルに協力します。
- ・ ごみを出す際には、しっかりと分別し、ごみの減量化・資源化を行います。

○事業者

- ・ 事業活動に伴って発生するごみ量の削減に努めます。
- ・ 過剰包装を控え、ごみの発生しにくい商品開発に努めます。
- ・ ごみを出す際には、しっかりと分別し、ごみの減量化・資源化を行います。

○直方市

- ・ 地域や学校・事業所などと連携して出前講座や環境学習・啓発等の機会を増やします。
- ・ 市民が資源回収に取り組みやすいよう環境の整備を行います。
- ・ リサイクル活動奨励金の品目を調査・研究し、更なるごみ減量化を図りつつ、市民にごみの分別・資源化の意識の高揚を図ります。



<行動スケジュール>

循環型社会形成推進プロジェクトのスケジュール表

年度 作業項目	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	目標年 R6 年
出前講座・環境学習の実施					
事業者への指導・啓発					
資源拠点回収場所 選考	———				
資源拠点回収場所 増設		———			
リサイクル活動奨励金等に関する調査		———			
リサイクル活動奨励金等に関する変更			———		
点検・評価・見直し					———

第4章

推進体制と進行管理

1. 推進体制
2. 進行管理

1. 推進体制

(1) 推進組織

環境保全行動計画を着実に推進していくためには、市の施策が計画に基づいて実施されるように調整するための庁内組織とともに、市民や事業者、環境活動団体との協働の体制も必要です。また、計画の実施状況を公正な立場から評価する外部評価体制も必要です。そこで、計画の推進体制に次の体制を位置付けます（図2）。

1) 庁内組織

＜直方市環境推進委員会＞（直方市環境推進委員会設置要綱に基づく組織）

直方市環境推進委員会は、庁内関係各課で構成し、環境保全行動計画の策定、進行管理などを行うための組織です。環境保全行動計画の進捗状況を年次報告書としてとりまとめます。また、外部評価の結果を受けた見直しについて、検討・調整を行います。

2) 協働の体制

＜市民、事業者とのパートナーシップ＞

地域の環境活動への参加の促進や環境情報の共有化などを通じて、市民・事業者・行政の協働体制を強化し、効果的かつ効率的に取り組みを進めていきます。

3) 外部評価体制

＜直方市環境審議会＞（直方市環境審議会設置条例に基づく組織）

直方市環境審議会は、学識者、市議会議員、関係行政機関、団体代表、市民で構成し、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織です。環境保全行動計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された取り組みの実施状況について、年次報告書をもとに総合的に評価し、改善点を提言する役割を担います。

(2) 広域的な協力体制

市の施策の推進にあたり、近隣市町村との協議が必要とされた場合には、連絡・調整を図り、連携した取り組みを進め、さらに広域的な配慮が必要な場合は、国や福岡県と連携して取り組みを進めていきます。

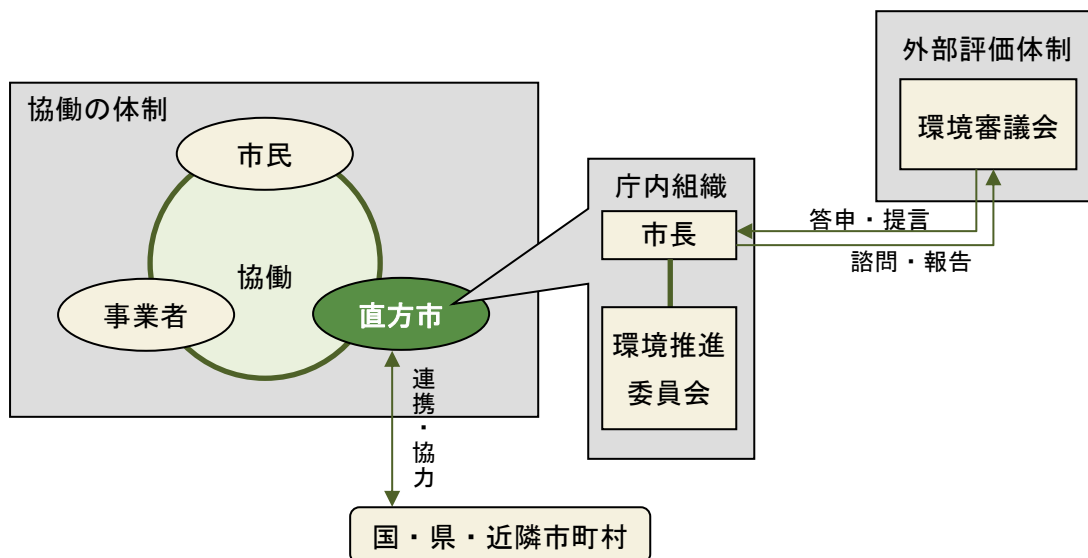


図 2 計画の推進体制

2. 進化管理

(1) 計画の進捗状況の点検方法

環境保全行動計画の進化管理は、次の①～⑤の手順を繰り返し、効率的かつ効果的に進めていきます（図 3）。

- ①環境保全行動計画に掲げられた施策を市が自ら実施、あるいは市民、事業者、環境活動団体との協働による取り組みを推進し、環境像及び 5 つの環境目標の達成を目指します。
- ②毎年、関係部局への照会を行い、施策の実施状況や計画指標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成します。
- ③年次報告書を環境審議会に報告し、提言を受けます。
- ④年次報告書に対する環境審議会からの提言を踏まえ、環境推進委員会で協議・調整を行い、施策の検討・見直しを行います。
- ⑤施策の検討、見直し結果をもとに、可能な範囲で次年度以降の施策の推進方策や予算案に反映させるとともに、新たに生じた課題への対応を検討します。

(2) 計画の公表

環境保全行動計画については直方市公式ホームページ上で公表します。

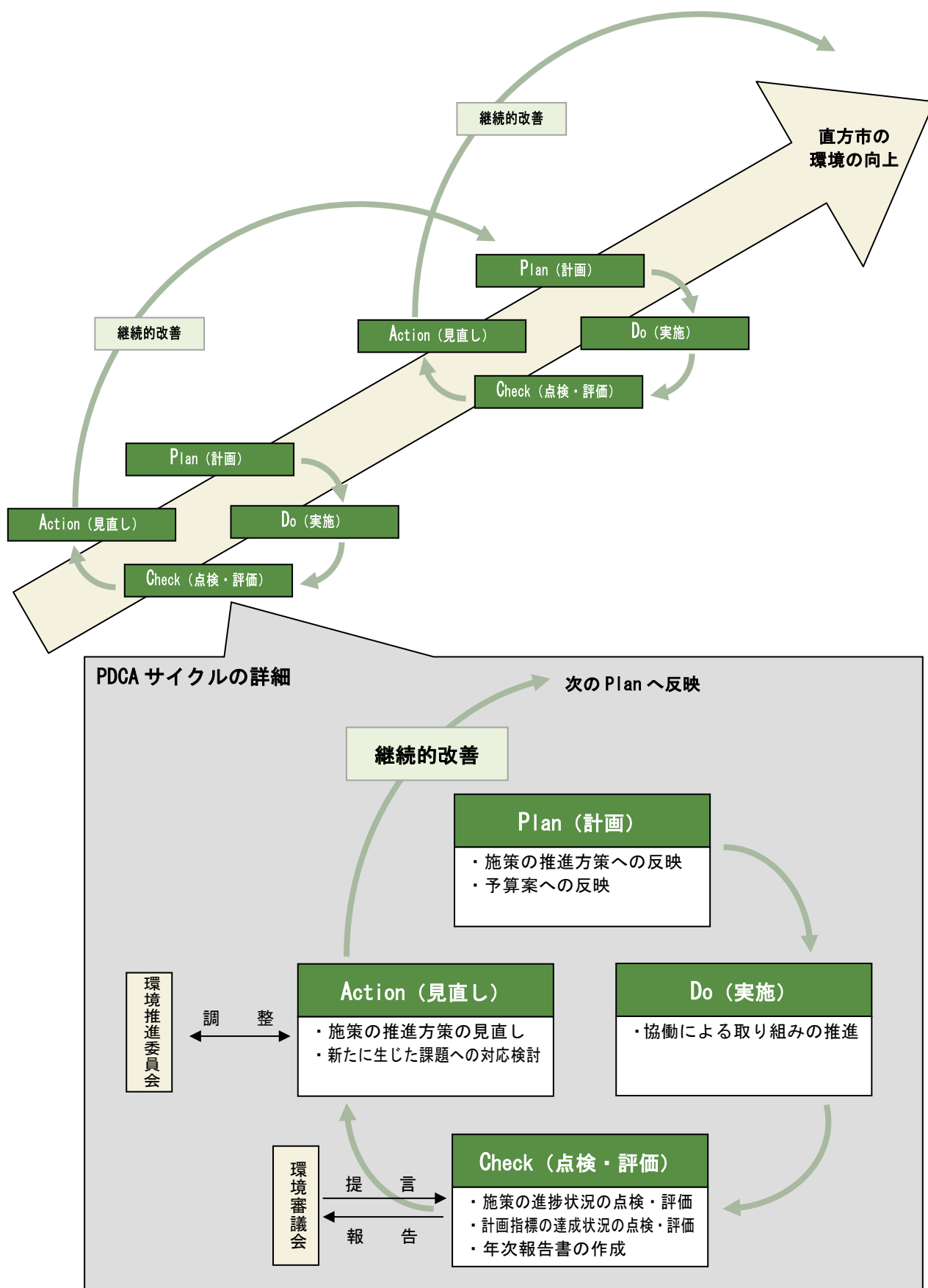


図 3 計画の進行管理

第5章

地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

1. 計画策定の趣旨
2. 温室効果ガスの排出状況
3. 計画の目標
4. 具体的な取り組み
5. 計画の推進

1. 計画策定の趣旨

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」とします。）において、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、公表することが義務づけられています。

そこで、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

（１）対象とする事務事業

本計画の対象は本市が自ら行う事務及び事業とします。ただし、外部への委託などにより実施する事務及び事業は対象から除きます。

（２）計画の期間

本計画の期間は令和２年度から令和６年度までの５年間とし、毎年計画の進捗状況や技術の発達などを点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

（３）対象とする施設など

対象とする施設等は、表５に示すとおりです。

表５ 対象施設など一覧

区分	施設など
下水道など 関連施設	頓野団地污水处理場、感田雨水ポンプ場、牟田池ポンプ場、植木揚水機場、居立川揚水機場、川端排水機場、松ヶ瀬排水機場、赤地排水機場、夏峰排水機場 *下境地区農業集落排水污水处理場、*上頓野地区農業集落排水污水处理場、*新町ポンプ場、*芝原ポンプ場（*は低圧のため本庁舎関連施設で計上）
上水道関連施設	打向浄水場、尾崎水源地、尾崎浄水場、内ヶ磯浄水場、下境ポンプ場 上水道その他（低圧）
火葬場	火葬場
公園	福智山ろく花公園、*パークゴルフ場（*は低圧のため本庁舎関連施設で計上）
生涯学習施設	中央公民館、男女共同参画センター
し尿処理施設	し尿処理施設
ごみ処理施設	循環社会推進課、可燃物中継所、*不燃物中継所（*は低圧のため本庁舎関連施設で計上）
本庁舎関連施設	本庁舎、中央隣保館、人権研修センター、消防本部、消防団格納庫、直鞍産業振興センター、直鞍産業振興センター別館 街路灯など（低圧）
公用車	集中管理及び各部署で所有する公用車

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスと活動は、表 6 に示すとおりです。

表 6 対象とする温室効果ガスと活動

温室効果ガス	活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の消費
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行

(5) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、平成 30 年度の電気や燃料の使用量、自動車の走行距離などの活動量に、単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数（平成 30 年度の数値）を乗じて算定しました。令和元年以降の温室効果ガス排出量についても、現況年度（平成 30 年度）と比較するために、平成 30 年度の排出係数を用いて算定を行うものとします。

※温室効果ガス排出量算定式

各温室効果ガス排出量＝活動量（燃料使用量や電気使用量など）
×排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）
二酸化炭素換算排出量＝温室効果ガスの種類ごとの排出量×地球温暖化係数*
温室効果ガス総排出量＝各温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量の合計

* 地球温暖化係数：二酸化炭素の温室効果を 1 とした場合のメタンや一酸化二窒素などの温室効果の強さの程度を示す数値です。

2. 温室効果ガスの排出状況

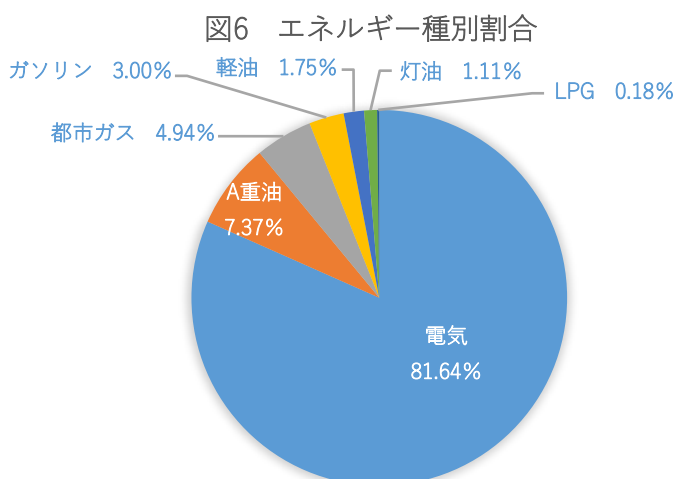
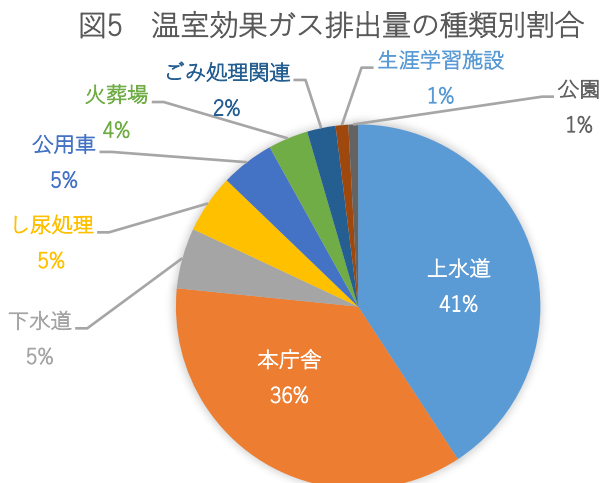
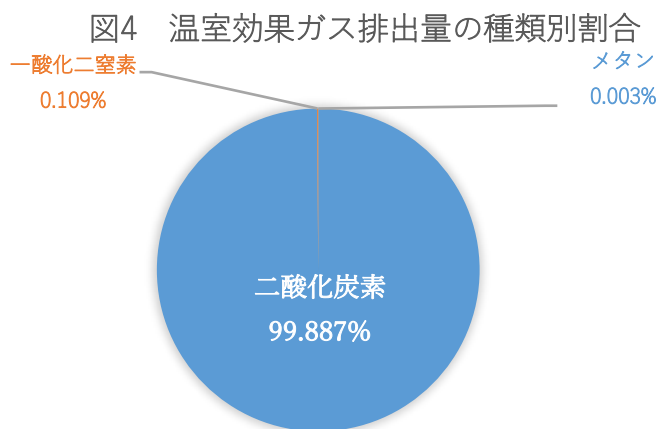
(1) 温室効果ガス総排出量

平成30年度における本市の事務事業からの温室効果ガス排出量は4,353,170kg-CO₂で、その99%が二酸化炭素です(表7、図4)。排出源別にみると、上水道関連施設(41%)と本庁舎関連施設(36%)が多く、この2つの関連施設で約8割を占めています(図5)。また、エネルギー種別にみると、電気(81.64%)とA重油(7.37%)が多く、この2種類で約9割を占めています(図6)。

表7 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	固有単位の排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算の排出量(kg-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	4,348,252 kg-CO ₂	1	4,348,252
メタン(CH ₄)	6 kg-CH ₄	25	150
一酸化二窒素(N ₂ O)	16 kg-N ₂ O	298	4,768
合計	—	—	4,353,170

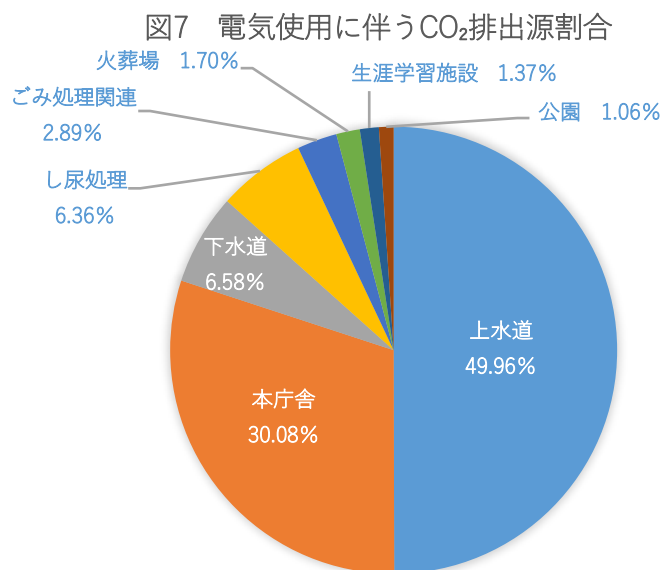
※四捨五入の関係で内訳と合計が合わないことがある



(2) エネルギー種別の二酸化炭素排出量

1) 電気

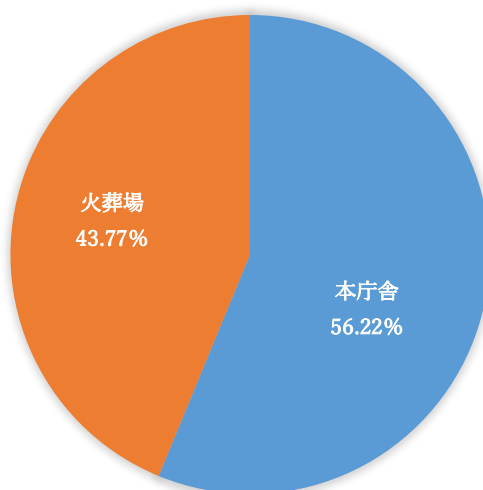
電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は 3,550,059kg-CO₂ で、排出源別にみると、上水道関連施設 (49.96%) と本庁舎関連施設 (30.08%) が多く、この 2 つの関連施設で約 8 割を占めています (図 7)。



2) 都市ガス

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量は 214,693kg-CO₂ で、排出源別にみると、本庁舎関連施設が 56.22%、火葬場が 43.77%を占めています (図 8)。

図8 都市ガス使用に伴うCO₂排出源割合



3) A重油

A重油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 320,322kg-CO₂ で、すべて本庁舎関連施設からの排出です。

4) 灯油

灯油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 48,443kg-CO₂ で、すべて本庁舎関連施設からの排出です。

5) ガソリン・軽油

ガソリン・軽油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 206,772kg-CO₂ で、すべて公用車からの排出です。

6) LPガス

LPガスの使用に伴う二酸化炭素排出量は 7,962kg-CO₂ で、ごみ処理施設とし尿処理施設からの排出です。

(3) メタン及び一酸化二窒素の排出量

メタン排出量は 6kg-CH₄ で、一酸化二窒素排出量は 16kg-N₂O です。これらを二酸化炭素排出量に換算すると、メタンが 150kg-CO₂ で、一酸化二窒素が 4,768kg-CO₂ です。

3. 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

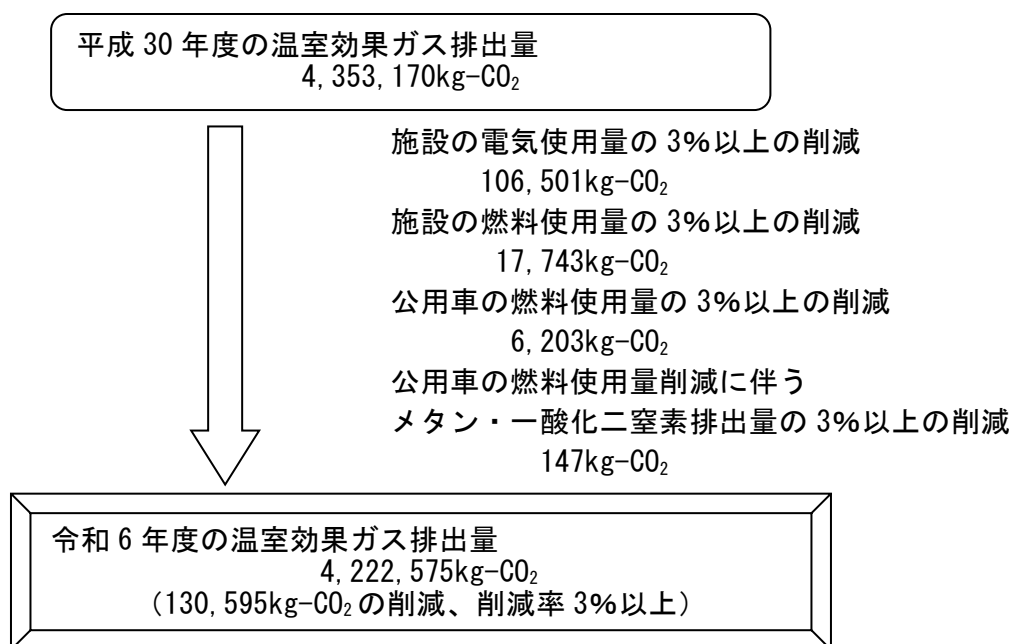
平成 30 年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況をみると、その約 99%を二酸化炭素が占めていることから、本計画では、二酸化炭素の排出抑制に関する取り組みを中心に削減目標を設定するものとします。

温室効果ガス排出量の削減目標は、(2) 個別の数値目標 (P. 54) に示した個別目標の達成により、令和 6 年度排出量を平成 30 年度比で 3%以上削減することを目標とします。

<温室効果ガス削減目標>

温室効果ガス排出量を、基準年（平成 30 年度）比で 3%以上削減することをめざします

*削減目標は、平成 30 年度の直方市における事務・事業を対象としたものです。今後、新たな施設を建設するなど、事務・事業に大きな変更が生じた場合は、削減目標を別に定めるものとします。



※四捨五入の関係で内訳と合計が合わないことがある

(2) 個別の数値目標

本計画では、具体的な取り組みの中で数値目標を設定することが可能な項目について、平成 30 年度を基準年として令和 6 年度における目標を設定し、その達成に向けた取り組みを全部署で行うこととします（表 8、表 9）。

なお、これらの数値目標及び具体的取り組みは、定期的に進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じ、見直しを行います。

表 8 購入に関する数値目標

項目		数値目標	内容
用紙類	再生紙使用率の向上	100%	用紙類は古紙配合率 70%の再生紙とし、その使用率を 100%とする
	購入量（＝使用量）の削減	3%	用紙類（コピー用紙）の購入を、平成 30 年度比で 3%以上削減する
ＯＡ機器	省エネルギー型製品の導入	100%	ＯＡ機器の環境配慮型製品の割合を 100%とする
公用車	低排出ガス自動車・低燃費車の導入	35%	公用車に占める排出ガス基準 75%低減認定車の割合を 35%以上とする

表 9 使用に関する数値目標

項目		数値目標	内容
省エネルギー・省資源	電気使用量の削減	3%	施設の電気使用量を、平成 30 年度比で 3%以上削減する
	燃料使用量の削減（施設）	3%	施設の燃料使用量を、平成 30 年度比で 3%以上削減する
	公用車の燃料消費量の削減	3%	公用車の燃料使用量を、平成 30 年度比で 3%以上削減する

4. 具体的な取り組み

削減目標や個別の数値目標を達成するための具体的な取り組みを示します。

(1) 購入に関する取り組み

1) 用紙類の購入に関する取り組み

- ①用紙類は、原則として古紙配合率 70%かつ白色度の低いものを購入する。
- ②印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高く、かつ白色度の低いものを指定する。
- ③印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。
- ④トイレットペーパーなどの衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。

2) 電気製品の購入に関する取り組み

- ①電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- ②適正規模の電気製品を選ぶ。
- ③エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。
- ④水を使用する機器を購入・更新する際には耐用年数を考慮した節水型の製品を選ぶ。

3) 公用車の購入に関する取り組み

- ①公用車を更新する際には、低排出ガス自動車または低燃費車を選択する。

4) 文具・事務用品などの購入に関する取り組み

- ①文具・事務用品は、再生材料から作られた製品を購入する。
- ②再生できる用紙類を購入する（感熱紙、ビニールコート紙などはさける）。

5) 容器・包装材の購入に関する取り組み

- ①製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。
- ②簡易包装された商品を購入する。
- ③詰め替え可能な製品（文具、洗剤など）を購入する。
- ④リターナブル容器で販売されている製品を購入する。
- ⑤リサイクルの仕組みが確立されている包装材を選ぶ。

6) その他の取り組み

- ①再利用が可能な製品を購入する。
- ②部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。
- ③原則としてエコマークなど環境配慮型製品に認定又は登録された製品を購入する。

(2) 使用に関する取り組み

1) 用紙類の使用に関する取り組み

- ①各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくす。
- ②用紙使用量の把握・管理をする。
- ③FAX 受信用紙などは片面使用済用紙の裏紙を利用する。
- ④会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- ⑤事前配布資料は、再配布を自粛する。
- ⑥会議などにおいては、原則として封筒を使用しない。
- ⑦両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ⑧印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。
- ⑨資料の A4 版化など規格の統一化を図る。
- ⑩ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。
- ⑪庁内 LAN を活用し、電子メールを使うことにより、ペーパーレス化を図る。
- ⑫館内放送、回覧、掲示板などを利用する。
- ⑬電算結果は磁気ディスクに保存する。
- ⑭事務事業の性質上やむをえない場合を除き、ペーパータオルなどの使い捨て紙製品の使用を自粛する。

2) 電気の使用に関する取り組み

- ①コンセントを抜く、スイッチを切るなどして電気機器の待機時消費電力を削減する。
- ②空調の温度は冷房 28℃、暖房 20℃に設定する。
- ③昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要な照明を消灯する。
- ④会議室、給湯室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用のつどに点灯する。
- ⑤窓側のみ消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- ⑥事務室、廊下の間引き照明、減灯を行う。
- ⑦各職場の最終退出者は、OA 機器の電源断及び消灯を確認する。
- ⑧OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は支障のない範囲で主電源を切る。
- ⑨LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
- ⑩会議室など普段使用しない場所の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
- ⑪冷暖房効率を上げるためにカーテン、ブラインド、緑のカーテンを活用する。
- ⑫冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- ⑬冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

- ⑭クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ⑮近くの階（３階程度）への移動には階段を使用し、エレベーターの利用を控える。

３）水の使用に関する取り組み

- ①洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときはこまめに水を止める。
- ②植木への散水はマルチングを用いるなど効率的、計画的に実施する。

４）燃料の使用に関する取り組み

- ①近距離の場合は、徒歩や自転車を利用し、遠距離の場合は、できる限り公共交通機関を利用する。
- ②公用車やタクシーを利用する際には相乗りにより効率的な利用を図る。
- ③公用車を運転する前には、タイヤ空気圧の調整など、点検・整備を励行する。
- ④低排出ガス自動車・低燃費車を優先的に利用する。
- ⑤公用車を運転する際には、緩やかに発進し、経済速度での走行を心がける。
- ⑥公用車を運転する際には、急な加減速や空ぶかしをしない。
- ⑦公用車を運転する際には、エンジnbr레이크を活用する。
- ⑧公用車のカーエアコンはこまめに調整し、冷やしすぎや暖めすぎに注意する。
- ⑨公用車の駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- ⑩公用車には無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- ⑪公用車は適正な台数に抑える。
- ⑫合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。
- ⑬公用車の走行距離、燃料使用量などの実態を把握し、改善を行う。
- ⑭ボイラーなどの適正運転を行う。
- ⑮ガス給湯器は使用後種火を止栓する。
- ⑯給湯器の温度設定を低くする。

５）その他の取り組み

- ①事務用品、備品などはできるだけ修繕して長期間の使用を心がける。
- ②使用済封筒やファイルなどの事務用品は再利用する。
- ③容器又は包装は再利用する。

（３）廃棄に関する取り組み

- ①資源回収ボックスを設置して分別収集を徹底する。
- ②生ごみの堆肥化を行う。

(4) 工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み

1) 工作物の設計における省エネルギー化に関する取り組み

- ①太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを利用した設備やコージェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い設備の導入に努める。
- ②施設周辺や壁面などの緑化に努める。
- ③断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ④自然光を取り入れる工夫を行う。
- ⑤個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。
- ⑥省エネルギー型空調、照明機器の導入に努める。

2) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択に関する取り組み

- ①再生資材など、環境負荷の少ない建設材を採用する。
- ②工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を図る。
- ③工事において、間伐材、木屑、コンクリート塊などの資材の有効活用を図る。
- ④耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。

3) 廃棄物の減量に関する取り組み

- ①事業の発注に際し、廃棄物の減量化を請負者に対して要請する。
- ②発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。
- ③建設副産物の発生抑制を図る。
- ④建設副産物のリサイクルの推進に努める。
- ⑤アスファルト、コンクリート塊など建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。
- ⑥施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
- ⑦発生した産業廃棄物については、マニフェスト制度などの活用により、適正な処理・処分が行われているか確認する。

4) その他、工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み

- ①廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。

5. 計画の推進

(1) 推進体制

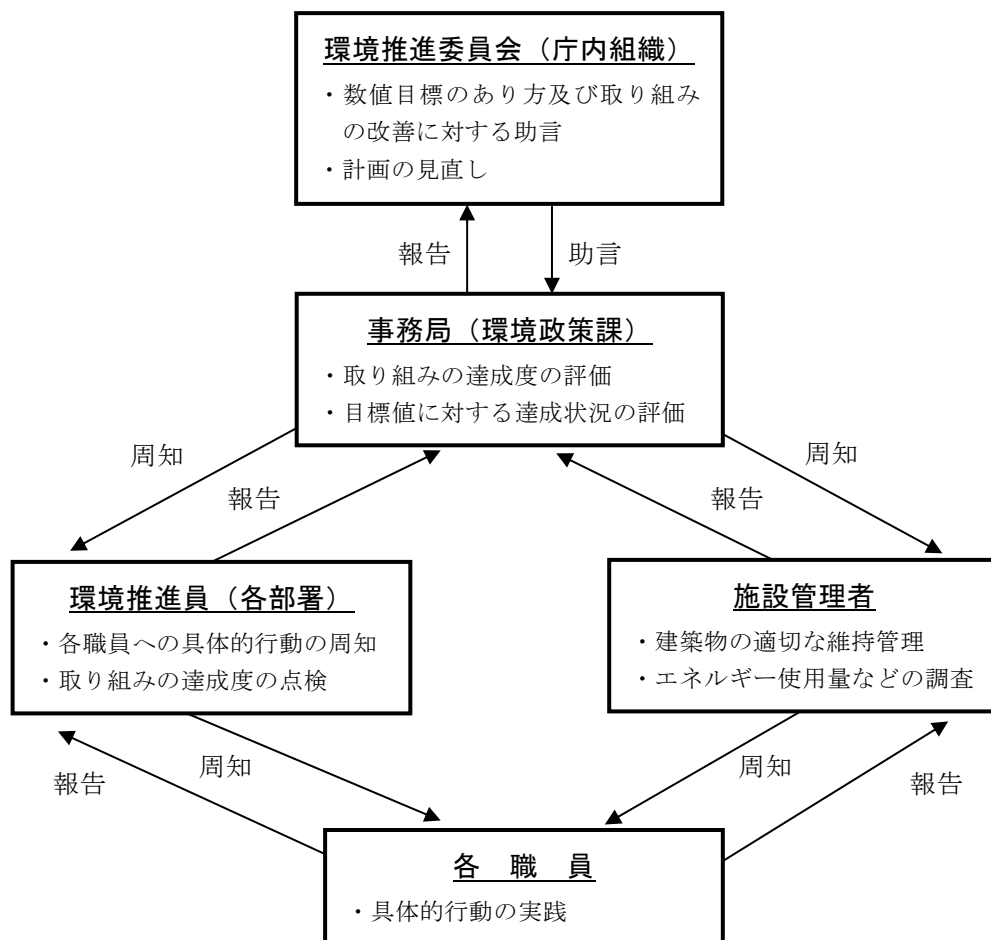


図9 計画の推進体制

(2) 職員への啓発

計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います（表 10）。また、定期的に職員に向けた研修を実施します（表 11）。

表 10 職員への情報提供

提供方法	館内掲示、庁内 LAN
情報の内容	計画の内容、取組項目、取り組みの進捗状況、目標の達成状況

表 11 職員への研修

対象	全職員
頻度	年 1 回程度
内容	地球温暖化について、計画の目的、取組内容、職員の役割、計画や取組みに関する意見交換 など

（３）計画の実施状況の点検方法

本計画の進行管理は、次の①～④の手順を繰り返し、効率的かつ効果的に進めていきます。点検項目と調査担当課、報告回数は、表 12 のとおりです。

- ①各部署の環境推進員は、取り組みの達成度を事務局（環境政策課）が作成するチェックリストに基づいて点検し、事務局に報告します。市が所有する公共施設の施設管理者は、管理する施設のエネルギー使用量を事務局が作成する調査票に基づいて調査し、事務局に報告します。公用車の管理者は、管理する公用車の燃料消費量及び車種別の走行距離を事務局が作成する調査票に基づいて調査し、事務局に報告します。
- ②事務局は、環境推進員から報告された取り組みの達成度及び施設管理者から報告されたエネルギー使用量、公用車の管理者から報告された燃料消費量及び走行距離を集計し、目標（値）に対する達成状況进行评估します。
- ③評価結果を環境推進委員会に報告し、改善が必要な取り組みや数値目標のあり方に対する助言を受けるとともに、評価結果及び推進委員会における助言を環境審議会に報告し、総合的な評価と提言を受けます。
- ④環境審議会から受けた総合的な評価及び提言に基づき、環境推進委員会は、必要に応じて、取り組みの改善及び計画の見直しを行います。

表 12 点検項目と調査担当課、報告回数

項目	調査担当課	報告回数
電気・燃料使用量	施設及び公用車を管理するすべての課	年 1 回
自動車走行量	公用車を管理するすべての課	
計画に示す具体的取組の実施状況	各部署	

（４）計画の公表と見直し

本計画の進捗状況は、環境保全行動計画とともに環境審議会の提言を受けた後に直方市公式ホームページ上で公表します。また、継続的な改善を図りつつ、本市の事務事業に伴う地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、計画の見直しを行います。

発行 令和 2 年 3 月 直方市（上下水道・環境部 環境政策課）

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7-1

TEL 0949-25-2120 FAX 0949-25-2548

E-Mail n-kankyo@city.nogata.lg.jp（官公庁用）

n-kankyo@city.nogata.fukuoka.jp（企業用）

直方市公式ホームページ <http://www.city.nogata.fukuoka.jp>

